

ストップ! 児童虐待

～11月は児童虐待防止月間～

問合せ こども支援課 ☎ (42) 8454



児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、こども家庭庁では、毎年11月を「オレンジリボン、児童虐待防止推進キャンペーン」期間と定め、児童虐待防止の推進を行っています。

■児童虐待とは

保護者や養育者が、子ども（18歳未満）の心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っていることでも、現実には子どもの心や体が傷つくことであれば、それは「虐待」です。

■児童虐待の4つの分類

◎身体的虐待	◎性的虐待	◎ネグレクト	◎心理的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、拘束するなど	性的行為、性的行為の強要、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かないなど	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）など

■子育てに悩んでいませんか？

子育ては楽しいことばかりではなく、つらいことや大変なこともあります。子どもは思いどおりにならないですし、子育てには不安がつきものです。「子どもが言うことをきかず、いつもイライラしている」、「思うようにいかず、つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう」など、困ったときはひとりで悩まず、気軽に相談してください。

■児童虐待(疑いを含む)を発見したら…

虐待を受けている子どもとその保護者は、サインを発していることがあります。

◇子どもからのサイン

- あざ、きずが絶えない
- 極端に痩せている、衣類や体がいつも汚れている
- 繰り返し泣き声が聞こえる など

◇保護者からのサイン

- 頻繁に怒鳴り声が聞こえる
- いつもイライラした様子で子どもに暴力を振るっている
- 幼い子どもを家に残したまま外出している様子がある など

地域の中で「気になる親子」や「おかしいな」、「虐待かも」と感じたら、迷わず以下の相談先に連絡をしましょう。通告者の名前など、秘密は守られます。

■相談先

- ・こども支援課こども家庭センター ☎ (42) 8457、平日のみ(8:30～17:15)
- ・越谷児童相談所 ☎ 048 (975) 4152、平日のみ(8:30～18:15)

<命の危険性があるなど、緊急性が高い場合>

- ・幸手警察署 ☎ (42) 0110

<夜間休日の際>



令和8年4月1日から 下水道使用料金 改定のお知らせ

問合せ 下水道課 ☎ (47) 3340

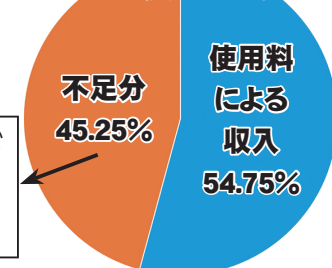
●改定の背景と理由

下水道事業は公営企業に位置づけられているため、使用料収入で経費を賄い運営する独立採算が原則です。しかし、本市の場合、収入だけでは足りず、不足分は市の一般会計から補填して運営を続けている状況です。なお、令和6年度の経費回収率は右図のとおり54.75%となっています。

また、今後、施設の老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少や節水機器の普及などから水需要の減少が予想されるため、令和8年4月の料金改定を機に経営改善を図っていくこととしました。

原則使用料で賄うが足りないので、市のお金で補填

令和6年度の経費内訳



●改定後の下水道使用料(2か月/消費税抜き)

		排除汚水量	現行	改定後	増減
一般 汚水	基本料金	10m ³ まで	700 円	1, 141 円	441 円
	超過料金	11m ³ ～ 30m ³	70 円	114 円	44 円
		31m ³ ～ 60m ³	80 円	130 円	50 円
		61m ³ ～100m ³	100 円	163 円	63 円
		101m ³ ～300m ³	120 円	195 円	75 円
		301m ³ 以上	140 円	228 円	88 円
公衆浴場		1m ³ につき	60 円	97 円	37 円

◎改定後請求額の例(消費税込み)

排除汚水量	現行	改定後	現行との差額
10m ³	770円	1,255円	485円増
20m ³	1,540円	2,509円	969円増
30m ³	2,310円	3,763円	1,453円増
40m ³	3,190円	5,193円	2,003円増
60m ³	4,950円	8,053円	3,103円増
100m ³	9,350円	15,225円	5,875円増

●新料金の適用時期 ※○…検針日

		2月	3月	4月	5月	6月
4月1日より以前から引続いて 使用している場合	奇数月検針		旧料金と新料金で按分			
	偶数月検針	旧料金			新料金	
	毎月検針		旧料金	新料金		
4月1日以降に新たに使用する場合				新料金		
4月中に休止する場合			旧料金			

○計算方法

改定後の1検針月(2か月分)での排除汚水量の合計が31m³だった場合の計算例は次の通り。

- (1) 基本料金(10m³分まで) : 1,141円
- (2) 超過料金(11～30m³分) : 単価114円×20m³=2,280円
- (3) 超過料金(31～60m³分) : 単価130円×1m³=130円

下水道使用料=(1)+(2)+(3)
=3,551円+消費税=3,906円
※1円未満は切り捨てとなります。



■説明会の開催について

下水道使用料金の改定内容についてご説明します。

日時	11月28日(金)①19:00～ 11月29日(土)②10:00～、③14:00～
場所	市役所第二庁舎第1会議室
対象	市内在住、在勤の人
定員	50人
申込み	不要